

## 朝霞市行政改革推進基本方針(案)

令和4年 月

朝霞市

## 朝霞市行政改革推進基本方針

### 1 基本方針策定の趣旨

本市では、昭和61（1986）年に朝霞市行政改革大綱を策定して以来、行政の簡素効率化をはじめとする行政改革に取り組んできました。平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までを期間とする第5次行政改革大綱においては、多様化・高度化する市民ニーズに応えるため、自主財源の確保や組織機構の見直しと定員の適正化など、10の取組項目を推進しています。

第5次行政改革は一定の成果をもたらしましたが、一部の取組項目が目標未達成となつたほか、使用料や補助金等の見直しなど、社会経済情勢の変化に応じて、今後も継続した取組が求められるものもあります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大のように想定外の事象に対する行政課題のほか、デジタル庁の発足にも代表される近年のデジタル化の加速など、本市を取り巻く状況の急激な変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築していく必要があります。

このような背景から、従来およそ5年毎に策定してきた行政改革大綱の形式を改め、今後は新たに朝霞市行政改革推進基本方針（以下、基本方針という）を策定するとともに、同基本方針に基づいた朝霞市行政改革推進実施計画（以下、実施計画という）を見直しながら毎年度定めていくことにより、早期に新たな行政課題の把握、施策への取り込みを行い、迅速に対応していくことで、将来にわたって持続可能な行政運営を継続していくための体制を構築します。

### 2 推進に当たっての基本的な考え方

行政運営は、限られた行政資源の状況を的確に捉え、重要性の高い施策や事業に適切に分配することにより、満足度の高い市民サービスの提供を目的としています。この目的を確実に達成するために次の観点を持って行政改革に取り組みます。

#### （1）事務・組織運営の効率化

多様化する行政課題に対応するため、事務処理の合理化及び効率化を推進するとともに、組織機構の見直しや職員の能力向上を図り効率的な組織運営を行います。

#### （2）財政の健全化

今後、危機的な状況が見込まれる財政運営を持続可能なものとするため、職員のコスト意識を高めるとともに新たな財源の確保に取り組みます。

行政改革の推進に当たっては、こうした観点を持ちつつ、様々に影響してくる外部要因の変化に迅速に対応できるよう、機動的に改革の対象を選択していくものとします。

### 3 行政改革の進め方

#### (1) 行政改革推進実施計画の策定

行政改革の推進に当たっては、行政改革推進実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、具体的な取組の名称、担当部署、内容、数値目標等を記載します。社会情勢に応じて必要な取組を適宜定めることができるように、実施計画は3年間を計画期間とし、毎年度見直して策定します。

なお、取組については、様々な外部要因に機動的に対応するため、3年間の計画の中途においても、新たな取組を取り上げができるものとします。

また、実施計画には、大きく2つに分類して取組を定めます。

（分類1）集中的な取組が求められるもの

（分類2）定期的な見直し、継続的な実施が求められるもの

#### (2) 実施

実施計画に基づき取り組みます。

#### (3) 効果検証・評価

実施計画に定めた各取組の進捗状況をまとめます。また、審議会等の第三者機関において進捗状況を報告し、市の取組に対する意見を求めます。

#### (4) 取組状況の公表

実施計画に基づき実施した取組の状況については、市のホームページ等を通じて市民に公表するとともに、市議会に対して報告を行います。

### 4 推進体制

#### (1) 庁内組織

全局的に推進するため、次の組織を設置します。

##### ア 行政改革推進本部

市長を本部長とし、副市長、教育長及び部長級職員で構成する。基本方針、実施計画の策定のほか、行政改革に関するその他の重要事項を決定します。

##### イ 行政改革幹事会

各部署を代表する職員で構成する組織。基本方針、実施計画の案の検討のほか、行政改革に関する調査、研究等を行います。

#### (2) 第三者機関

朝霞市行政改革懇談会等の第三者機関において実施計画に基づき実施した取組の状況について報告し、知識経験者や関係団体代表者、公募委員から、市の取組状況について意見等を求め、今後の取組に反映させます。

## 5 その他

- (1) 本市は総合計画を最上位計画と位置付け、総合計画に基づく行政の推進を徹底していることから、行政改革の取組についても、総合計画との連動を図ります。
- (2) 本基本方針に定めるもののほか、必要な事項は別に定めます。

## 6 資料（これまでの行政改革の取組）

- (1) 朝霞市行政改革大綱：昭和60（1985）年～
  - ・事務事業の見直し
  - ・組織・機構の簡素合理化
  - ・給与の適正化
  - ・定員管理の適正化
  - ・民間委託、OA化等事務改革の推進
- (2) 第2次朝霞市行政改革大綱：平成8（1996）年～平成15（2003）年
  - ・事務事業の見直し
  - ・時代に即応した組織・機構の見直し
  - ・定員管理及び給与の適正化の推進
  - ・効果的な行政運営と職員能力開発の推進
  - ・行政の情報化の推進等による行政サービスの向上
  - ・会館等公共施設の設置及び管理運営
- (3) 第3次朝霞市行政改革大綱：平成16（2004）年～平成22（2010）年
  - ・組織改革と職員の意識改革
  - ・合理的で健全な行財政運営の推進
  - ・開かれた市政の推進
- (4) 第4次朝霞市行政改革大綱：平成23（2011）年～平成27（2015）年
  - ・行政サービスの選択と集中－行政評価の活用
  - ・市民ニーズと地方自治が重視される時代を捉えた組織と人づくり－組織改革と人材
  - ・合理的で健全な行財政運営の推進－持続可能な行財政運営
  - ・市民と行政をつなぐ仕組みづくり－情報公開と市民参画の推進
- (5) 第5次朝霞市行政改革大綱：平成28（2016）年～令和2（2020）年
  - ・効率的で効果的な行政運営と市民参加
  - ・安定した財政運営と財産の活用
  - ・機能的な組織運営と人材育成

朝霞市行政改革推進基本方針（案）  
(令和4年 月発行)

発行 朝霞市  
編集 政策企画課  
〒351-8501  
埼玉県朝霞市本町 1-1-1  
電話 048-463-1111(代表)  
URL <http://www.city.asaka.lg.jp/>

資料2

朝霞市行政改革推進実施計画(案)  
(令和3年度～令和5年度)  
【令和3年度版】

令和4年 月

朝霞市

## 行政改革の柱と主な取組

### (1) 集中的に実施する取組

取組名	実施項目
【1】デジタル化の推進	1 行政手続きの電子化
	2 ICT の導入による事務の効率化
【2】予算編成事務の見直し	1 予算編成事務の見直し
【3】公共施設等の計画的な管理・運営	1 公共施設等の計画的な管理・運営

### (2) 定期的な見直し、継続的な実施が求められる取組

取組名	実施項目
【1】財源の確保	1 使用料・手数料の適正化
	2 多様な財源の創出・確保
	3 補助事業の見直し
【2】市民との協働の推進	1 市民との協働の推進
【3】業務委託等の活用	1 業務委託の活用
	2 指定管理者制度の検証
【4】機能的な組織づくり	1 組織機構の見直し
	2 審議会の見直し

**朝霞市行政改革推進実施計画(集中的に実施する取組) 【令和3年度】**

取組番号	(1)-【1】-1	分類	集中的に実施する取組
取組名	デジタル化の推進	実施項目	行政手続きの電子化
推進課	財産管理課、収納課、出納室		
目的	来庁することなく申請・手続きができる手段を提供することにより、市民の利便性の向上を図るほか、接触機会を減らし、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の感染リスクを低減する。		
取組内容	①電子申請の拡充 各課における行政手続きの電子申請(オンライン申請)の拡充を図る。 ②キャッシュレス決済への対応 窓口での使用料や手数料などの支払にキャッシュレス決済を導入する。		
見込まれる効果	・時間を問わず行政手続きが行えることにより、市民の利便性が向上する。 ・現金の収受を省いた迅速な決済が行えることにより、手続きに要する時間が削減され、市民の負担が軽減される。 ・接触機会を減らすことにより、感染症の感染リスクを低減する。		

**1. 実施スケジュール**



**2. 関連する指標・数値等**

- ①電子申請が可能となった事業数
- ②キャッシュレス決済を導入した事業数

**3. 実績**

**4. 今後の方向性**

朝霞市行政改革推進実施計画(集中的に実施する取組) 【令和3年度】

**朝霞市行政改革推進実施計画(集中的に実施する取組) 【令和3年度】**

取組番号	(1)-【2】-1	分類	集中的に実施する取組					
取組名	予算編成事務の見直し	実施項目	予算編成事務の見直し					
推進課	政策企画課、財政課							
目的	予算編成事務の見直しを行うことにより、市民が必要とするサービスが適切に提供できるよう、限られた財源の効果的な活用を図る。							
取組内容	枠配分方式の予算編成について検討し、より効果的な行政運営を行う。							
見込まれる効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部毎に枠予算を配分することにより、必要な事業の精査やサービスの見直し、事業実施の可否など担当課において判断することが可能となり、実態に即した市民サービスの提供が可能となる。</li> <li>・常にコスト意識を持ちながら事業を実施することで職員の意識向上が見込まれる。</li> </ul>							
<b>1. 実施スケジュール</b>								
取組内容	令和3年度		令和4年度			令和5年度		
	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期
予算編成事務の見直し	導入・検証	見直し	実施	検証	見直し	実施	検証	
<b>2. 関連する指標・数値等</b>								
新たに実施した事業数及び金額								
<b>3. 実績</b>								
<b>4. 今後の方向性</b>								

**朝霞市行政改革推進実施計画(集中的に実施する取組) 【令和3年度】**

取組番号	(1)-【3】-1	分類	集中的に実施する取組				
取組名	公共施設等の計画的な管理・運営	実施項目	公共施設等の計画的な管理・運営				
推進課	政策企画課、財産管理課						
目的	市民が公共施設を将来にわたって安心して利用できるよう、計画的な維持管理を図る。						
取組内容	①公共施設の維持管理費縮減 「朝霞市公共施設等マネジメント実施計画」に基づき、維持管理費縮減について検討を行う。 ②公共施設(未利用地含む)の有効活用 公共施設(未利用地含む)を有効活用できるよう検討を進める。 ③「朝霞市公共施設マネジメント基金」の運用 朝霞市公共施設マネジメント基金を設置し、公共施設の保全及び更新に必要な経費の財源を積み立て、今後の修繕費用に充てる。						
見込まれる効果	・「朝霞市公共施設等マネジメント実施計画」に基づいた適切な維持管理の手法を実施することで、経費削減を図る。 ・公共施設(未利用地含む)を有効活用することで不動産貸付料の增收に繋げる。 ・「朝霞市公共施設マネジメント基金」を適切に運用することで、今後見込まれる多額の必要経費に備える。						
<b>1. 実施スケジュール</b>							
取組内容	令和3年度	令和4年度			令和5年度		
	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期
①公共施設の維持管理費縮減	検討・一部実施				実施・検証		
②公共施設(未利用地含む)の有効活用	検討・一部実施				実施・検証		
③「朝霞市公共施設マネジメント基金」の運用	条例制定	積立・運用	検証	積立・運用		検証	
<b>2. 関連する指標・数値等</b>							
①公共施設の維持管理費の縮減額 ②貸付による収入額 ③充当した事業数							
<b>3. 実績</b>							
<b>4. 今後の方向性</b>							

朝霞市行政改革推進実施計画(定期的な見直し、継続的な実施が求められる取組) 【令和3年度】

取組番号	(2)-【1】	取組名	財源の確保
推進課	政策企画課、財政課		
目的	将来にわたり安定した財政運営を行うため、使用料等の適正化や多様な財源の創出などにより、財源確保を図る。		
実施項目	①使用料・手数料の適正化 住民負担の公平性の確保と受益者負担の原則に基づき、使用料及び手数料の適正化を図る。 ②多様な財源の創出・確保 国や県の補助金を有効的に活用出来るよう、新規事業や部署を横断する事業等を実施する際には関係部署と連携を図る。あわせて、ふるさと納税の活性化、有料広告収入の拡大など新たな自主財源の創出・確保を目指す。 ③補助事業の見直し 他市の状況や市民ニーズを踏まえ、市単独の支援制度の必要性や適正水準を検討し、公平性の確保を図る。		
実績及び 今後の方針性 (年度末に記入)	実績	今後の方針性	

朝霞市行政改革推進実施計画(定期的な見直し、継続的な実施が求められる取組) 【令和3年度】

取組番号	(2)-【2】	取組名	市民との協働の推進
推進課	政策企画課、市政情報課、地域づくり支援課		
目的	市民と行政が連携し、より効果的に事業が行われるよう、市民参画の推進を図る。		
実施項目	市民との協働の推進 市民参画を推進するための制度(公募委員、市政モニター制度など)が、より有効に機能するよう改善と拡充に取り組む。また、市民団体などと協働、連携した行政運営を図る。		
実績及び 今後の方向性 (年度末に記入)	実績	今後の方向性	

朝霞市行政改革推進実施計画(定期的な見直し、継続的な実施が求められる取組) 【令和3年度】

取組番号	(2)-【3】	取組名	業務委託等の活用
推進課	政策企画課		
目的	行政サービスを効果的かつ効率良く提供し、市民サービスを向上させるための業務委託について検討する。		
実施項目	<p>①業務委託の活用 業務委託に当たっては、必要性、効率性を精査し、質の高い行政サービスの提供が可能となる事業について、アウトソーシングを実施する。</p> <p>②指定管理者制度の検証 「公の施設の指定管理者制度に関する基本方針(令和3年改訂)」に基づき、適切な管理運営体制を築くことにより、効果的かつ効率的なサービスの提供をできるようにする。</p>		
実績及び 今後の方針性 (年度末に記入)	実績	今後の方向性	

## 朝霞市行政改革推進実施計画(定期的な見直し、継続的な実施が求められる取組)

【令和3年度】

取組番号	(2) - 【4】	取組名	機能的な組織づくり
推進課	政策企画課		
目的	社会状況の変化に伴って多様化する行政需要に対し、機動的に対応するための組織づくりを図る。		
実施項目	①組織機構の見直し 多様化する行政需要に対応するため、組織機構の見直しを行う。 ②審議会の見直し 性質の似た附属機関が設置されないよう、審議会等の在り方を検討する。		
実績及び 今後の方向性 (年度末に記入)	実績	今後の方向性	

朝霞市行政改革推進実施計画（案）  
(令和4年 月発行)

発行 朝霞市

編集 政策企画課

〒351-8501

埼玉県朝霞市本町 1-1-1

電話 048-463-1111(代表)

URL <http://www.city.asaka.lg.jp/>

## 朝霞市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定について

1 日 時 未定（令和4年2月を予定）

2 場 所 朝霞市役所 市長公室 又は 会議室

※実施は、書面にて協定を取り交わす予定。締結候補日（2月17日（木）大安）。

※新型コロナウイルス感染症が落ち着いた後に、明治安田生命保険相互会社が来訪予定。

3 協定内容

### ○趣旨

相互連携と協働による活動を推進することにより、地域のニーズに迅速かつ的確に対応し、市民サービスの向上及び地域の活性化に資することを目的とします。

### ○連携事項

- (1) 健康維持・増進に関すること。
- (2) 女性の活躍に関すること。
- (3) 高齢者支援、障害者支援に関すること。
- (4) 子育て支援、子ども・青少年の健全育成に関すること
- (5) 地域の安心・安全、災害対策に関すること。
- (6) 産業・観光の振興に関すること。
- (7) その他本協定の目的の達成に資すること。

4 協定に基づき実施を予定している具体的な内容（現段階で検討中のもの）

	取組事項	3の項目	具体的な内容	所管課
A	自治体情報の周知・勧奨	(1) (3)	特定検診等のチラシ配布による受診率の向上。 健康ポイント事業の周知と参画。 健診、介護、認知症等の住民の意識調査を実施・報告。	長寿はつらつ課 健康づくり課
B	イベント・セミナー測定会の開催	(1) (3)	各種イベントへの測定会ブースの出展。 介護予防や健康に関するセミナーの開催、後援等。 明治安田生命の健康増進に関する動画を市ホームページにリンク。	長寿はつらつ課 健康づくり課
C	地域の安全・安心	(5)	自転車条例の周知と自転車保険の加入促進。 特殊詐欺防止に向けた地域の見守りやチラシの配布。 お困りごと相談窓口等の周知や防災対策の周知。	まちづくり推進課 危機管理室 地域づくり支援課 福祉相談課 ほか
D	障害者支援 子育て支援 女性活躍推進	(2) (3) (4)	女性の健康をテーマにヨガ教室等を開催。 コミュニケーション支援ボードの提供。 中学生向けの金融・保険授業の開催。	人権庶務課 障害福祉課 教育指導課 ほか
E	産業・観光振興	(6)	ビジネスマッチングの機会創出。	産業振興課

## 朝霞市と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書（案）

朝霞市（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、朝霞市内の一層の活性化と市民サービスの向上に資するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ的確に対応し、市民サービスの向上及び地域の活性化に資することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携するものとする。

- (1) 健康維持・増進に関すること。
- (2) 女性の活躍に関すること。
- (3) 高齢者支援、障害者支援に関すること。
- (4) 子育て支援、子ども・青少年の健全育成に関すること
- (5) 地域の安心・安全、災害対策に関すること。
- (6) 産業・観光の振興に関すること。
- (7) その他本協定の目的の達成に資すること。

2 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

### （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様に更新するものとする。

### （協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うことができる。

### （協定の解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の解除を希望する場合は、相互協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。

### （守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た事項については、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

### （その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 埼玉県朝霞市本町1丁目1番1号  
朝霞市長

乙 埼玉県川越市脇田本町24番地19  
明治安田生命保険相互会社  
川越支社支社長